

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○生活保護法による指定医療機関の指定取消し…… (福祉局生活福祉部保護課) …… 一

正誤

○令和五年十月二十三日付東京都告示第千百十三号…… 二
○令和五年十一月一日付東京都告示第千百五十五号…… 三

告示

●東京都告示第千八百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十一条第二項第四号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。の)の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項において

その例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年十一月十七日

東京都知事 小池百合子

取消し
令和5年10月分

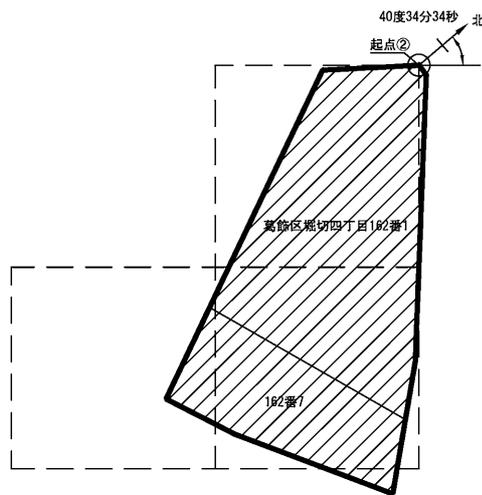
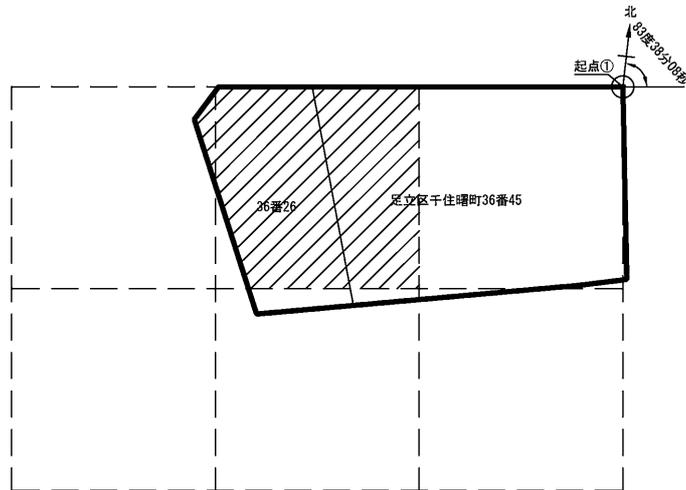
医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	取消年月日
1	医療法人社団駒込の歯医者さん 駒込デンタルオフィス	東京都豊島区駒込2-3-3 駒込北口ビル1階	令和5年10月11日

正 誤

○令和五年十月二十三日付東京都告示第千百十三号
三ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

① 起点①は、足立区千住曙町36番45の最北端とする。

② 起点②は、葛飾区堀切四丁目162番1の最北端とする。

【格子の回転角度】

① 83度38分08秒

② 40度34分34秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

○令和五年十一月一日付東京都告示第千五百五十五号

「 2.55 月分 」 「 2.40 月分 」
七ページ上段中 を 「 (1.45) 月分 」 「 (1.35) 月分 」
に

訂正する。

二十三ページ上段中 「1,075,000円」 を 「1,075,200円」 に
訂正する。

二十五ページ上段中 「27,786千円 1,263千円」 を 「1,263
千円 22,587千円」 に修正する。

二十九ページ上段中 「1,562人」 を 「1,569人」 に 「3,056
人」 を 「3,063人」 に修正する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

